

福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱

(制 定 平成26年4月1日25水田第3759号)
(一部改正 平成31年4月26日31水田第379号)
(一部改正 令和2年12月28日2水田第3165号)
(一部改正 令和4年2月16日3水田第3070号)
(一部改正 令和4年6月15日4水田第931号)
(一部改正 令和5年5月 8日5水田第193号)
(一部改正 令和6年4月17日6水田第106号)

(趣旨)

第1条 知事は、次に係る経費につき、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条の規定で農地中間管理機構の指定を受けた一般社団法人又は一般財団法人(以下「機構」という。)及び市町村に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(1) 機構が、農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(1)のア、イの(イ)、ウ及びエに規定する事業を実施するのに要する経費

なお、第3の1の(1)のウに掲げる事業については、農地売買等支援事業実施要綱(平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知)第4の1の(2)のア及びウに規定する事業を実施するのに要する経費

(2) 市町村が、農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(1)から(3)に規定する事業を実施するのに要する経費

(補助の対象及び補助率等)

第2条 補助の対象経費及びこれに対する補助率等は別表のとおりとする。

(流用の禁止)

第3条 別表の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用をしてはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする機構の長及び市町村長(以下、「機構の長等」という。)は、福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

- 2 機構の長等は、前項の交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税等に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らか場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体については、この限りではない。

（交付申請書の提出期限）

第5条 規則第3条の規定による交付申請書の提出期限は、知事が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第6条 知事は前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し機構の長等に通知するものとする。

- 2 知事は、前条の場合において必要があると認めるときは、一定の条件を付することがある。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第7条 機構の長等は、補助事業の内容を変更しようとするとき（第8条に定める軽微な変更を除く。）は、規則第5条の規定に基づき、福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金変更交付申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（軽微な変更）

第8条 規則第5条第1項の知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（概算払の請求）

第9条 機構の長等は、補助金の概算払を受けようとするときは、福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金概算払請求書（様式第3号。以下「概算払請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の概算払をするものとする。

(事業遅延の届け出)

第10条 機構の長等は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに福岡県農地集積・集約化対策事業遅延届（様式第4号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 機構の長等は、補助金の交付決定があった年度の第2四半期及び第3四半期の末日現在において、福岡県農地集積・集約化対策事業遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月10日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができる。

2 機構の長等は、地域の実情に応じて事業の円滑な実施を図る上でやむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、その理由を明記した福岡県農地集積・集約化対策事業費交付決定前着手届（様式第6号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

この場合において機構の長等は、交付決定前までのあらゆる損失等について自らの責任において処理しなければならない。

(実績報告)

第12条 機構の長等は、福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）を事業完了の日から1月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日（市町村長は、補助金の全額が概算払により交付された場合においては、補助事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月30日）までに知事に提出しなければならない。

2 機構の長等は、前項の実績報告書を提出する場合、第4条第2項ただし書に該当した事業実施主体において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 機構の長等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合にはその金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、機構の長は当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況等について、福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により知事に報告しなければならない。

4 第3項による報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までに行うものとする。

ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

（財産処分の制限）

第13条 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第20条の規定に基づく知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 規則第20条第1項第2号の規定に基づく知事が定める財産は、1件当たりの所得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

4 処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部または一部を知事に納付させることがある。

（補助金の経理）

第14条 機構の長等は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 規則第10条に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間（機構集積協力金交付事業に関連するものは10年間）整備保管しなければならない。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって処分制限期間を経過しないものがある場合にあっては、様式第9号の財産管理台帳、その他関係書類を整備保管しなければならない。

（立入検査）

第15条 知事は、第1条第1項（1）の事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、関係職員をして帳簿、書類その他知事が必要と認める事項について検査させることがある。

（書類の提出）

第16条 この要綱の規定により機構の長が知事に提出する書類は1部、市町村長が知事に提出する書類は、正副2部（所轄農林事務所長を経由）とする。知事は、この要綱に定める申請書等の提出書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（決定の取消）

第17条 知事は、福岡県補助金等交付規則第16条の規定のほか、第1条第1項（1）の事業について、次の（1）、（2）及び（3）のいずれかに該当すると認めると

きは、機構の長が行う各事業に対する補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 機構の長が、中間管理法第15条の規定により同法第4条の規定による承認を取り消されたとき。
- (2) 機構の長が行う福岡県農地中間管理事業が知事の認可を受けた農地中間管理事業規程に違反して行われたとき。
- (3) 機構の長が行う福岡県農地中間管理機構事業の特例事業が知事の認可を受けた事業規程に違反して行われたとき。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

(施行期日等)

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、福岡県農地保有合理化促進費補助金交付要綱（昭和47年3月6日46農計第2201号）は廃止する。ただし、廃止前の同要綱により平成25年度までに実施した事業等については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成31年4月26日から施行し、改正後の福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成31年度の補助金から適用する。
- 2 平成30年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和2年12月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和4年2月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和4年6月15日から施行し、改正後の福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度の補助金から適用する。
- 2 令和3年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は令和5年5月8日から施行し、改正後の福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和6年4月17日から施行し、改正後の福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年度の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

区 分	補助対象経費		補助率	補助事業者	重要な変更
	内 容	節 名			
1 農地中間管理事業	1 借受農地管理等事業 農地集積・集約化等対策事業実施要綱第3の1の（1）のアに基づいて行う事業 2 農地中間管理事業等推進事業 農地中間管理機構運営事業 農地集積・集約化等対策事業実施要綱第3の1の（1）のイの（イ）に基づいて行う事業 3 遊休農地解消緊急対策事業 農地集積・集約化等対策実施要綱第3の1の（1）のエに基づいて行う事業	給料、 職員手当等、 共済費、 賃金、 報償費、 旅費、 需要費、 役務費、 委託料、 工事請負費、 原材料費、 使用料及び賃借料、 備品購入費、 負担金、 補助及び交付金、 公課費	定額	農地中間管理機構	1 事業の新設、中止又は廃止 2 補助金額の変更
	4 農地売買等支援事業 農地売買等支援事業実施要綱第4の1の（2）のア及びウに基づいて行う事業 (1) 契約書及び許可申請書作成費 (2) 契約書及び許可申請書等関係資料作成費 (3) 登記申請書 (4) 登記関係証明書 (5) 諸税 (6) 金銭消費貸借契約費 (7) 対価賃借料徴収支払関係費 (8) 財産管理費 (9) 測量費 (10) 通信費 (11) 旅費 (12) 資金回収事務費 (13) 信託・出資検討会費 (14) 農地管理業務費 (15) 委託契約印紙税 (16) 連携強化活動費 農地中間管理機構等が行う農地中間管理機構事業の実施に係る団体等との連携活動	賃金、 報償費、 旅費、 需要費、 役務費、 委託料、 使用料及び賃借料、 備品購入費、 公課費	当該事業費の10/10以内	農地中間管理機構	1 事業の新設、中止又は廃止 2 補助金額の変更

別表（第2条関係）

区 分	補助対象経費		補助率	補助事業者	重要な変更
	内 容	節 名			
2 機構集積協力金交付事業	1 地域集積協力金交付事業 農地集積・集約化等対策事業実施要綱第3の2の（1）に基づいて行う事業 2 集約化奨励金交付事業 農地集積・集約化等対策事業実施要綱第3の2の（2）に基づいて行う事業 3 機構集積協力金推進事業 農地集積・集約化等対策事業実施要綱第3の2の（3）に基づいて行う事業	職員手当等、 共済費、 賃金、 報償費、 旅費、 需用費、 役務費、 負担金、 補助及び交付金	定 額	市町村	1 事業主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 補助金額の変更

年度福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金
（事業）交付申請書

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

住所（農地中間管理機構の長の場合）
〇〇農地中間管理機構の長
（〇〇市町村長）
氏名
（記名押印又は署名）

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金 交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日 25 水田第 3759 号農林水産部長通知）第 4 条第 1 項の規定により、補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分

（別表）の区分の欄の 1 の事業であって、内容の欄の 1，2，3 の事業を実施する場合

区 分	総事業費 (A)+(B)	負担区分		備 考
		県費補助金 (A)	農地中間 管理機構 (B)	
	円	円	円	
合 計				

※ 区分の欄は、別表の補助事業対象となる経費の欄の事業名を記載する。

(別表) の区分の欄の2の事業を実施する場合

区 分	総事業費 (A)+(B)	負担区分		備 考
		県費補助金 (A)	市町村 (B)	
	円	円	円	
合 計				

※ 区分の欄は、別表の補助事業対象となる経費の欄の事業名を記載する。

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県 費 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分の欄は、別表の補助事業対象となる経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

(1) 農地中間管理事業、遊休農地解消緊急対策事業

- ア 定款、寄附行為等及び収支予算（又は収支決算）
- イ 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）
- ウ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

(2) 機構集積協力金交付事業

- ア 市町村の本補助金の交付に関する要綱又は規程
- イ 予算措置状況が明らかになる書類（予算書の写し等）
ただし、予算未計上の場合は、予算計上確約書
- ウ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

注) 2の事業内容については、農地中間管理事業は農地集積・集約化等対策事業実施要綱に定める別紙様式第1号、
機構集積協力金交付事業は別紙様式第3号に準じて作成する。

様式第 1 号（第 4 条関係）
（農地売買等支援事業）

年度農地集積・集約化対策事業費補助金
（農地売買等支援事業） 交付申請書

番 号
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

住所
公益財団法人福岡県農業振興推進機構
理事長
（記名押印又は署名）

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱
（平成 2 6 年 4 月 1 日 2 5 水田第 3 7 5 9 号農林水産部長通知）第 4 条第 1 項の規定により、補助金 円
の交付を申請する。

記

1 事業の目的

（注）要綱別表の経費の欄の費目の区分ごとに記入すること。

2 事業の内容

農地売買等支援事業

ア 事業推進計画（又は実績）

区 分	回 数	員 数	備 考
1 契約書作成		部	金額 委託実施の場合には、委託先名を記入すること。
2 諸税		筆	
3 財産管理費			
（1）見回り	回	延 人	
（2）除草	回	ha	
4 測量費	回	件	
5 旅費	回	延 人	
6 資金回収事務費（旅費）	回	延 人	
7 信託・出資検討会		延 人	
8 農地管理業務費（保全検討会）		延 人	
9 印紙税		部	地区数 地区
10 連携強化活動費	回		
（1）連携強化活動手当	回	延 人	
（2）資料作成作業員		延 人	
（3）連携協議会開催費		延 人	
（4）連携調査旅費		延 人	

イ 農用地等売買貸借事業計画（又は実績）

（実施主体： ）

区 分			一般農地			未墾地			農業用施設用地等			農業用施設等		合 計		
			件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	価額	件数	面積	価額
売 買 、	前年度末保有量	担い手支援（売買）	件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円	件	千円	件	10a	千円
	本 年 度 分	買入														
		売渡														
		一時貸付														
	本年度末保有量	担い手支援（売買）														

- （注） 1 担い手支援（売買）は、農地売買支援事業実施要綱第4の1の（2）のアの（ア）の事業をいう。
- 2 前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の件数は買入件数によるものとし、また、価額欄には対応する土地等の買入価額を記入する。
- 3 交換の場合の譲受、譲渡は売買欄に〈 〉書で、譲受＝買入、譲渡＝売渡として外数で記載すること。
- 4 売渡の価額欄は、下段には当該売渡土地の売渡価額を記載し、上段には、売渡価額に対応する土地等の買入価額を〔 〕内に記載する。また、未墾地の売渡の面積欄は、下段には全売渡面積を記載し、上段にはそのうち未墾地のままで売り渡した面積を〔 〕内に記載する。
- 5 農業用施設用地等には、混牧林利用地を含め、担い手支援（売買）の農業用施設等には、当該施設と一体的に利用される装置を含む。

ウ 所有者不明農地借入事業計画（又は実績）

区 分	農 地		補償金等総額
	件 数（件）	面 積（10a）	金 額（円）
前年度末			
本 年 度			

3 経費の配分

区 分	総事業費 (A)+(B)+ (C)	補助事業に要 する経費（又 は補助事業に 要した経費） (A)+(B)	負 担 区 分			経費積 算の基 礎
			国 庫 補助金 (A)	都道府 県 費 (B)	中間管理 機構費 (C)	
農地売買等支援事業費 業務費	円	円	円	円	円	
合 計						

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
都道府県費					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
農地売買等支援事業費 業務費	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

年度福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金
（事業）変更交付申請書

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

住所（農地中間管理機構の長の場合）
〇〇農地中間管理機構の長
（〇〇市町村長）
氏名
（記名押印又は署名）

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった標記事業について、福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日25水田第3759号農林水産部長通知）第7条の規定の基づき下記のとおり計画を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、承認されたく申請する。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

- （注） 1 金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。
2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更交付申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換え、なお、その他については、申請書記載のとおりとする。」を削除すること。

記

以下は様式第1号の記に準じて作成すること。なお、「事業の目的」を「変更（中止の場合は中止、廃止の場合は廃止）の理由」に変更すること。また、変更（中止又は廃止）に係る部分について変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。

様式第 3 号（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

住所(農地中間管理機構の長の場合)
〇〇農地中間管理機構の長
(〇〇市町村長)
氏名

年度福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金
(事業) 概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、福岡
県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成 2 6 年 4 月 1 日 2 5 水田第 3
7 5 9 号農林水産部長通知)第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり金 円
を概算払により交付されるよう請求する。

記

年 月 日現在

区分	総事業 費費	県費補 助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A)－((B)+(C))		事業 完了 予定 年月 日	備考
			金 額	出来高	金 額	〇月〇 日まで 予定出 来高	金 額	〇月〇 日まで 予定出 来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 「区分」の欄には、様式第 1 号の 3 「経費の配分」の区分欄に記載された事
項について記載すること。

第 1 1 条のただし書きの規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、
「備考」欄に「事業遂行状況報告（第〇・四半期末の進捗度）」を記載すること。

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

住所(農地中間管理機構の長の場合)

〇〇農地中間管理機構の長

(〇〇市町村長)

氏名

年度福岡県農地集積・集約化対策事業

(事業) 遅延届

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業の遅延について、福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成 2 6 年 4 月 1 日 2 5 水田第 3 7 5 9 号農林水産部長通知）第 1 0 条の規定に基づき下記のとおり報告する。

記

1. 予定の期間内に完了しない理由又は遂行が困難となった理由

2. 補助事業の進捗状況

様式第5号（第11条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

住所(農地中間管理機構の長の場合)
 ○○農地中間管理機構の長
 (○○市町村長)
 氏名

年度福岡県農地集積・集約化対策事業
(事業) 遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日25水田第3759号農林水産部長通知）第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

記

1 事業遂行状況（第・四半期末現在）

区分	総事業費 A	出来高事業費 B	進捗度 B / A	残高 事業費	摘要
	円	円	%	円	

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

(注) 「区分」の欄には、様式第1号の3「経費の配分」の区分欄に記載された事項について記載すること。

「出来高事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

住所（農地中間管理機構の長の場合）
〇〇農地中間管理機構の長
（〇〇市町村長）
氏名

年度福岡県農地集積・集約化対策事業
（ 事業）交付決定前着手届

標記事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成 2 6 年 4 月 1 日 2 5 水田第 3 7 5 9 号農林水産部長通知）第 1 1 条第 2 項の規定に基づき届け出る。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする事。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

区分			着手 年月日	完了予定 年月日
	事業費	うち県費		

理 由

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

住所(農地中間管理機構の長の場合)
〇〇農地中間管理機構の長
(〇〇市町村長)
氏名

年度福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金
(事業) 実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記
のとおり事業を実施したので、福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱
(平成 2 6 年 4 月 1 日 2 5 水田第 3 7 5 9 号農林水産部長通知) 第 1 2 条第 1 項の
規定に基づき、その実績を報告する。

記

(注) 1 記の記載様式は、様式第 1 号に準ずるものとする。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を
二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 添付書類については、各事項の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は
帳簿の写しを添付すること。

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

番 号
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

住所（農地中間管理機構の長の場合）
〇〇農地中間管理機構の長
（〇〇市町村長）
氏名

年度福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金
（ 事業）仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記事業について、福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成 2 6 年 4 月 1 日 2 5 水田第 3 7 5 9 号農林水産部長通知）第 1 2 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|-------------------------------|---|---|
| 1 | 福岡県補助金等交付規則第 1 4 条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）
- ・ 付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 補助事業者が消費税法第 6 0 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）5 は機構の長のみ記載。消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

番 号	名 称	規格・機種	数 量	単 位	取 得			補助金の額 (単位：円)	処 分 制 限 期 間 (50 万 円 以 上 の 場 合)		処 分 の 状 況			保 管 場 所	備 考
					単 価 (単位：円)	取 得 金 額 (単位：円)	年 月 日		耐用年数	処 分 制 限 日 年 月 日	価 格	処 分 の 内 容	年 月 日		
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

注

1

1 件の取得価格が5 0 万円以上（消費税込み）の備品等の財産を取得した場合、処分制限期間の欄も記入するものとする。

2

処分制限期間には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和4 0 年大蔵省令第1 5 号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する。

3

処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

4

処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。

5

備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。

6

この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。